

入札説明書等配布一覧表

入札に付する物件名

[最上川流域下水道事業(山形処理区)流域下水道施設撤去に伴う鉄くず等売り払い]

No	名 称	部数等
1	入札説明書	1 部
2	仕様書	1 部
3	(様式) ・一般競争入札参加資格確認申請書(別紙様式第1号) ・競争入札に関する質問書(別紙様式第2号) ・入札書(様式第8号) ・委任状(様式第9号) ・入札保証金納付申出書(兼)入札保証金口座振込申出書	1 部

(注)

- 1 上記内容について、落丁等がないか確認してください。

山形県村山総合支庁建設部
建設総務課

入札説明書

最上川流域下水道事業（山形処理区）流域下水道施設撤去に伴う鉄くず等売り払いに係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令及び山形県財務規則（昭和 39 年 3 月県規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 担当部局等

〒990 - 2492 山形県山形市鉄砲町二丁目 19 番 68 号
山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係
電話番号 023-621-8186

2 入札参加者の資格

(1) 「地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に規定する者」とは、以下のものであることをいう。

イ 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

(2) 「山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと」とは、入札参加資格審査日（一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日）から開札日までの期間中のいずれの日においても指名停止措置を受けていないことをいう。

(3) 広告で指定された期限までに申請書を提出しない者及び入札参加資格が無いと認められた者は、本件入札に参加することができない。

3 入札参加者資格の審査等

(1) 本件入札に参加を希望する者は、入札公告の「入札参加者の資格」を有することを証するため、申請書並びに添付書類（以下「申請書等」という。）を、公告で指定された提出場所へ提出し、入札参加資格の有無について契約担当者の審査を受けなければならない。

(2) 提出書類（申請書等）

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式第 1 号）

イ 計量器の検査を証するものの写し又は新規購入のため未受験の場合は当

- 該計量器の保証書の写し。(計量器を自己で保有しない場合も提出すること。)
- ウ 計量証明事業登録証の写し。(計量器を自己で保有しない場合も提出すること。)
- エ 契約物件引渡し後契約金額納付までの期間、契約物件を適切に管理することが可能であることを証明する書類。

- (1) 上記(2)の書類を郵送で提出する場合は、書留郵便に限る。
- (2) 申請書を提出した者は、入札日の前日までに添付書類に関し説明又は協議を求められた場合はこれに応じるものとし、必要な場合には添付書類の追加に応じるものとする。なお、その指示に応じないときは、入札参加資格がないものとみなす。
- (3) 申請書の作成及び提出に係る費用は、申請書の負担とする。

4 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格の審査は、申請書等の提出期限の日を基準日として行うものとし、その結果は令和6年9月25日(水)までに通知する。

5 仕様書に関する質問等

- (1) 仕様書に関し質問がある場合、令和6年9月24日(火)までに契約担当部に別紙様式第2号により持参又は郵送(書留郵便に限る。)で提出すること。
なお、郵送による場合は、上記期日まで契約担当部局に到達しなければならない。
- (2) (1)の質問に関する回答は、質問者あての書面により行うとともに、その回答書は当該回答を行った日の翌日から入札執行の日時までの期間、山形県村山総合支庁閲覧室(5階)において閲覧に供にする。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札見積単価に予定数量を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第119条各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金を免除する。
入札保証金は下記の取扱いとする。

- イ 入札保証金は、入札執行時までに見積もった単価に予定数量を乗じて得た合計額の100分の5に相当する金額以上の額を納付する。この場合の額は、再度入札の場合も想定して不足となることがないように十分注意すること。
- ロ 入札保証金の納付は、入札の前まで納入通知書により納付することとし、入

札参加を希望する者は期限に間に合うよう「入札保証金納付申出書（兼）入札保証金口座振込申出書」により納入通知書の交付を1の担当部局まで申し出ること。

ハ 落札者の納付した入札保証金は契約保証金に充当できるものとする。落札者以外の入札参加者の入札保証金は、入札終了後速やかに返還する。

ニ 落札者が落札物件の売買契約を締結しないときは入札保証金は返還しない。

ホ 入札日当日は、入札保証金の納付を証するために金融機関の領収印が押印された「納入通知書兼領収証書」の原本を持参するものとする。

(2) 契約保証金

契約単価に予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除する。

7 入札の辞退等

(1) 入札参加者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、書面により行うものとする。この場合は、辞退する物件等の名称、入札日、辞退する者の氏名又は名称、辞退する理由を記載した書面に印鑑を押印し、入札を執行する日時までに提出するものとする。

(2) 入札参加者が入札執行時刻に遅れた場合は、本件入札を棄権したものとみなす。

8 入札

(1) 入札書の様式は、入札書（様式第8号）による。

(2) 入札書は入札公告の「入札の場所及び日時」に持参するものとし、郵送による提出は認めない。

(3) 入札書は封筒に入れて厳封し、表に「指名又は名称」及び「物件の名称」を記載すること。

(4) 入札書には、入札者の住所・氏名（代理人による入札を行う場合は、入札者の氏名及び代理人の住所・氏名を記入の上、本人が入札する場合は本人の印鑑（実印）を代理人が入札する場合は代理人の印鑑（委任状に押印した「代理人使用印」）を押印すること。

(5) 代理人をして入札に関する行為をさせようとする者は、委任状（様式第9号）を提出すること。

(6) 入札者又は入札者の代理人は、当該入札に関する他の入札者の代理をすることはできない。また、法人の代表者（支店長等の受任者を含む。）が自ら入札する場合は、当該入札に関して他の入札者となることはできない。

- (7) 入札者又はその代理人は、入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写し、名刺又は入札権限に関する委任状（様式第9号）及び印鑑（入札書に対応する印鑑に限る。ただし、代理人の場合は当該代理人の印鑑）、金融機関の領収印が押印された「納入通知書兼領収証書」の原本を持参すること。
- (8) 入札価格は、当該物件現状引渡しの価格とし、運搬、計量等、必要とされる経費は別途買受者の負担とする。

9 開札

- (1) 入札者又はその代理人は開札に立ち会うものとする。
- (2) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

10 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札参加資格のない者（入札参加資格があることを確認された者で、開札時において入札公告に示した入札参加資格を満たさなくなった者を含む。）のした入札
- (2) 申請書に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合したと認められる入札
- (5) 入札保証金の全部又は一部を納付しない入札
- (6) 同一の事項につき2通以上の入札書を契約担当者に提出した入札
- (7) 金額、氏名等の入札要件が確認できない入札書、記名押印を欠く入札書又は入札金額を訂正した入札書を契約担当者に提出した入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

11 再度入札

予定価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う場合がある。再度の入札を辞退するときは、入札書に「辞退」と記載し、提出すること。入札を一度辞退した者は、当該入札案件の再度の入札に参加することはできない。

12 落札者の決定方法

- (1) 規則第120条第1項の規定により作成された鉄くず、銅くず、ステンレスくず及びアルミくずごとの予定価格を上回る額であって、かつ、入札価格にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額が最も高額となる価格をもって

入札を行った者を落札とする。なお、当該合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、当該入札執行事務に関係のない山形県職員にこれに代わってくじを引かせ落札者を決定する。
- (3) 落札者の決定の時までに入札参加資格を満たさなくなった者は落札者としてしない。

13 契約の締結

山形県村山総合支庁長と落札者との売買契約は遅滞なく締結することとする。

14 鉄くず等の買受量の計量及び報告

- (1) 買受者は引渡しされた鉄くず等を計量法に規定している定期検査を受検した計量器を使用し計量するものとする。
- (2) 買受者は(1)の結果を計量証明用設備による計量証明書により速やかに1の担当部局に報告するものとする。

15 買受代金の支払い

- (1) 県は14の(2)で報告された各数量を取りまとめ、それぞれ合計を10kg未満切捨てたものに契約単価を乗じて得た額の合計額を買受代金とする(小数点以下切捨て)。
- (2) 買受者は、県が発行する納入通知書により納期限までに買受代金を納付するものとする。

16 その他

- (1) 入札参加者の連合、その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときには、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。
- (2) 入札をした者は、入札後、契約条項又は入札条件等の不明を理由として異議を申し立てることができない。
- (3) 落札者は予約完結権を他に譲渡することができない。
- (4) 入札者又はその代理人は、即日口頭落札決定通知を受領するための印鑑(入札書に使用する印鑑に限る。ただし、代理人の場合は当該代理人の印鑑とする。)を持参すること。なお、当該印鑑を持参できない場合は、入札執行時の指示により落札決定を通知する。

- (5) 本契約の条項は、規則の規定による物件売払契約約款（昭和 39 年 8 月県告示第 707 号）による。
- (6) 申請書に虚偽の記載をした場合においては、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (7) その他必要とする入札に関する条件については、入札執行時の指示による。